

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923



管内で馬インフルエンザが発生しました

8月28日、上水内郡の馬飼養農場1戸、17頭で馬インフルエンザが確認されました。

1 馬インフルエンザとは？

発熱を伴う急性の呼吸器疾患で、家畜伝染病予防法においては届出伝染病に指定されています。A型インフルエンザウイルス(influenza A virus)が感染することにより、1～3日の潜伏期間のあと、40～41 の高熱を発生し、激しい乾性の咳とともに多量の水様性の鼻汁を漏出します。外見上健康となっても、運動負荷によって発咳することがあり、早くから負荷をかけ過ぎると症状が悪化します。二次感染がなければ2～3週間で回復します。

2 感染様式は？

年齢や季節に関係なく発生し、咳や鼻汁から排泄されたウイルスを含む飛沫によって伝染します。そのため、馬の間で伝染する速度が非常に速く、1頭の病馬からまたたく間に多数の馬に感染が広がります。



3 感染を防ぐためには？

今回のウイルスに対しては、これまでのワクチン接種による症状の軽減や感染予防の効果があると思われます。競技に参加する、参加しないに関らず、馬インフルエンザワクチンを管理馬すべてに接種しましょう。また、感染馬や感染が疑われる馬の施設外への移動を自粛することが、流行の拡大を抑えるために重要です。

新しい馬の入厩や競技会から馬が戻ってきたときは、2週間程度は健康状態、体温等に異常がないことを確認してください。他の乗馬クラブや競技場から戻ったときは、人馬および馬運車の消毒を励行しましょう。

発熱や咳をしたり、鼻汁を出したりしている馬を確認したら、かかりつけの獣医師へ治療を依頼するとともに、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

馬インフルエンザが人や家きんへ感染した事例はこれまで確認されていません。

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 防疫課(担当:久保田和弘、今村友子、唐澤哲哉)
電話:026-226-0923 ファクシミリ:026-227-2665 E-mail:nagakachiku@pref.nagano.jp

「馬インフルエンザ」の発生について

家畜伝染病予防法に基づき、馬インフルエンザの発生について届出がありましたので、お知らせします。

1 届出の概要

- (1) 届出者 長野家畜保健衛生所 家畜防疫員
- (2) 馬の飼養場所 長野県上水内郡
- (3) 届出伝染病の種類と頭数
馬インフルエンザ(真症)
17頭(雌6頭、雄11頭)(PCR検査陽性)
- (4) 届出年月日 平成19年8月28日

2 発生の経過

平成19年8月27日、乗用馬28頭を飼養する施設から長野家畜保健衛生所へ、4頭に鼻汁漏出等の症状がみられるとの通報があり、同家畜保健衛生所が簡易検査キットを用いて28頭の鼻腔ぬぐい液の検査をした結果、7頭で陽性反応が確認されました。

このため、松本家畜保健衛生所が28頭のPCR検査を実施したところ、8月28日午前6時30分に、17頭が陽性と確認されました。

3 県の対応

- (1) 施設管理者等に対し、消毒実施の指導と移動の自粛等を要請しました。
- (2) 発生予防のためにワクチン接種励行等の指導を引き続き行います。
- (3) 国と連携し、ウイルスの分離・同定を行うとともに疫学調査を進めます。

4 馬インフルエンザについて(参考)

- (1) 原因は、馬インフルエンザウイルスで、咳やくしゃみ等により飛沫感染します。
- (2) 症状は、感冒様で、発熱、咳、鼻汁、食欲不振、元気消失、筋肉痛などを示し、通常は2週間程度で回復します。
- (3) 馬インフルエンザが人や家きんへ感染した事例はこれまで確認されていません。

発生施設での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがありますので、御遠慮いただきますようお願いいたします。

農政部 畜産課

(課長)中村倫一 (担当)東條博之、市川憲一

電話:026-235-7234 (直通)

026-232-0111(内線3182)

FAX:026-232-0764

E-mail:chikusan@pref.nagano.jp